

川崎市小規模生活介護事業所整備事業補助金選定委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 川崎市小規模生活介護事業所整備事業補助金交付要綱（令和3年4月1日3川健障施第177号）に規定する補助金（以下、「補助金」という。）を交付する生活介護事業所の選定を公正かつ適切に実施するため、健康福祉局に川崎市小規模生活介護事業所整備事業補助金選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の組織等）

第2条 委員会の委員並びに所掌事務は、次のとおりとする。

委 員	所 掌 事 務
健康福祉局障害保健福祉部長 健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課長 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課長 健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課長 健康福祉局障害保健福祉部精神保健課長 健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課長 健康福祉局総務部施設課長	補助金の交付の対象となる生活介護事業所の選定に関すること。

- 2 前項に定める者（健康福祉局障害保健福祉部長を除く。）が委員会に出席できない場合、その者が指名する者を代理で出席させることができる。

（委員長）

第3条 委員会に委員長を置き、健康福祉局障害保健福祉部長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課長がその職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会は委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、委員長を除いた委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（関係者の出席）

第5条 委員会は、必要があると認められたときは関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

（対象の選定及び選定基準）

第6条 委員会は次に掲げる基準を考慮し、当該年度の予算の範囲内で、補助金の対象となる生活介護事業所の選定を行う。

(1) 設備及び運営は、川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第69号）に定める基準に適合するものであること。

(2) 10年以上継続して運営が確保できることが見込まれること。

(3) 事業所の選定にあたっては、別表により点数化を行い、優先順位を選定する。ただし、合計した点数が基準点（基準評価満点の60%）に満たない場合は、選定しない。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、障害保健福祉部障害者施設指導課において処理する。

（補足）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。